

25g以下の定形郵便物等の上限料金の改定について

総務省

関連制度等と郵便事業の現状

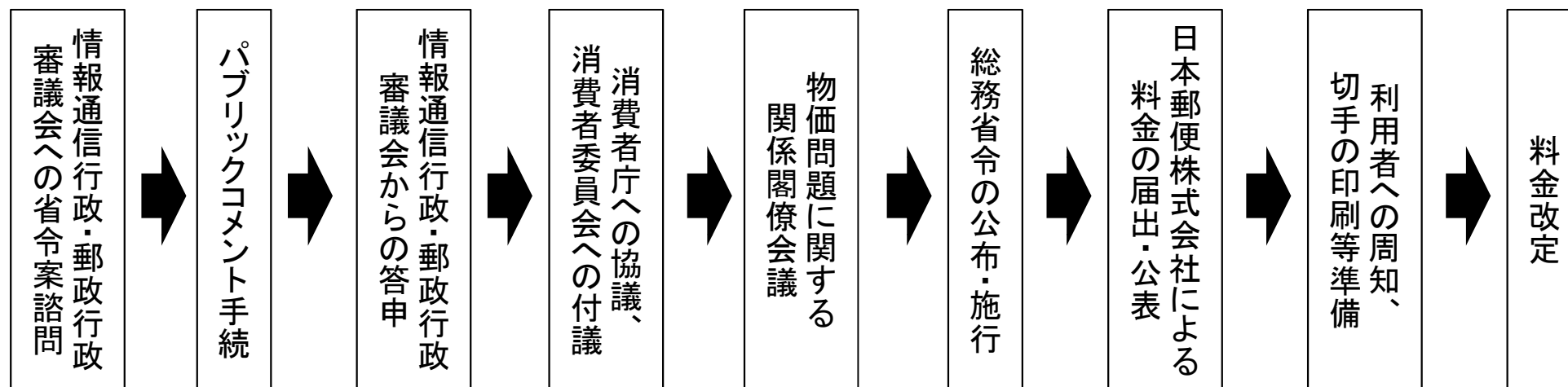
郵便料金に関する制度等

- 郵便法第3条により、郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。
- 郵便料金は、郵便法第67条により、郵便物の種別に応じて、第一種(封書等)・第二種(葉書)・特殊取扱等(書留等)は届出制、第三種(定期刊行物)・第四種(通信教育等)は総務大臣の認可制。
- また、同条第2項第3号により、第一種のうち25g以下の「定形郵便物」の料金額は、軽量の信書の送達
の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して
総務省令(郵便法施行規則)で定める上限を超えてはならないこととされている。
- 郵便法第73条第2号に基づき、総務大臣は「定形郵便物」の料金額の上限を定める総務省令を制定・
改廃するとき、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

なお、同審議会からの答申後、消費者委員会への付議及び物価問題に関する関係閣僚会議への付議
等が必要とされており、これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされ、その後、日本郵便による
料金の届出が行われることとなる。

※ なお、第三種・第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問、消費者庁への協議が必要。

<25グラム以下の定形郵便物の料金改定(上限額改正の場合)の流れ>



郵便料金の適合条件等

<全体に関するもの>

郵便に関する料金(郵便法第3条)

・郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

<各種別に関するもの>

種別	届出・認可の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書等)	届出制	<ul style="list-style-type: none"> ・25g以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第二種郵便物 (葉書)		<ul style="list-style-type: none"> ・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること 	
特殊取扱等 (書留等)		-	(同上) ※一部の任意的特殊取扱を除く
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種郵便物 (通信教育等)			

現在の郵便物の種別及び主な料金

郵便物の種別	主な料金	料金規制
第一種郵便物 (封書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定形郵便物 (25g以内) : 84円 ・ 定形外郵便物 (50g以内) : 200円 ・ レターパックライト : 370円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定形郵便物 (25g以下) の料金は総務省令で定める額を超えないこと ○ 届出 (30日前)
第二種郵便物 (葉書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常葉書 : 63円 ・ 往復葉書 : 126円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常葉書の料金は定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること ○ 届出 (30日前)
第三種郵便物 (定期刊行物)	下記以外の第三種郵便物 (50g以内) : 63円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月3回以上発行する新聞紙1部等 (50g以内) : 42円 ・ 心身障がい者団体の発行する定期刊行物 (毎月3回以上発行) (50g以内) : 8円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること ○ 認可
第四種郵便物 (通信教育等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字郵便物等 (3kg以内) : 無料 ・ 通信教育 (100g以内) : 15円 ・ 学術刊行物 (100g以内) : 37円 ・ 植物種子等 (50g以内) : 73円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること ○ 認可
義務的特殊取扱 (日本郵便に取扱いの義務があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般書留・現金書留 : 480円 ・ 簡易書留 : 350円 ・ 引受時刻証明 : 350円 ・ 配達証明 (差出時) : 350円 ・ 配達証明 (差出後) : 480円 ・ 内容証明 : 480円 (2枚目以降 +290円) ・ 内容証明謄本閲覧 : 480円 ・ 特別送達 : 630円 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出 (30日前)
任意的特殊取扱 (取扱いが任意であるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速達 (250g以内) : 260円 ・ 交付記録郵便 (レターパックプラス) : 520円 等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人限定受取郵便 : 210円 ・ 代金引換 : 290円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出 (10日前) ○ 事前又は事後届出

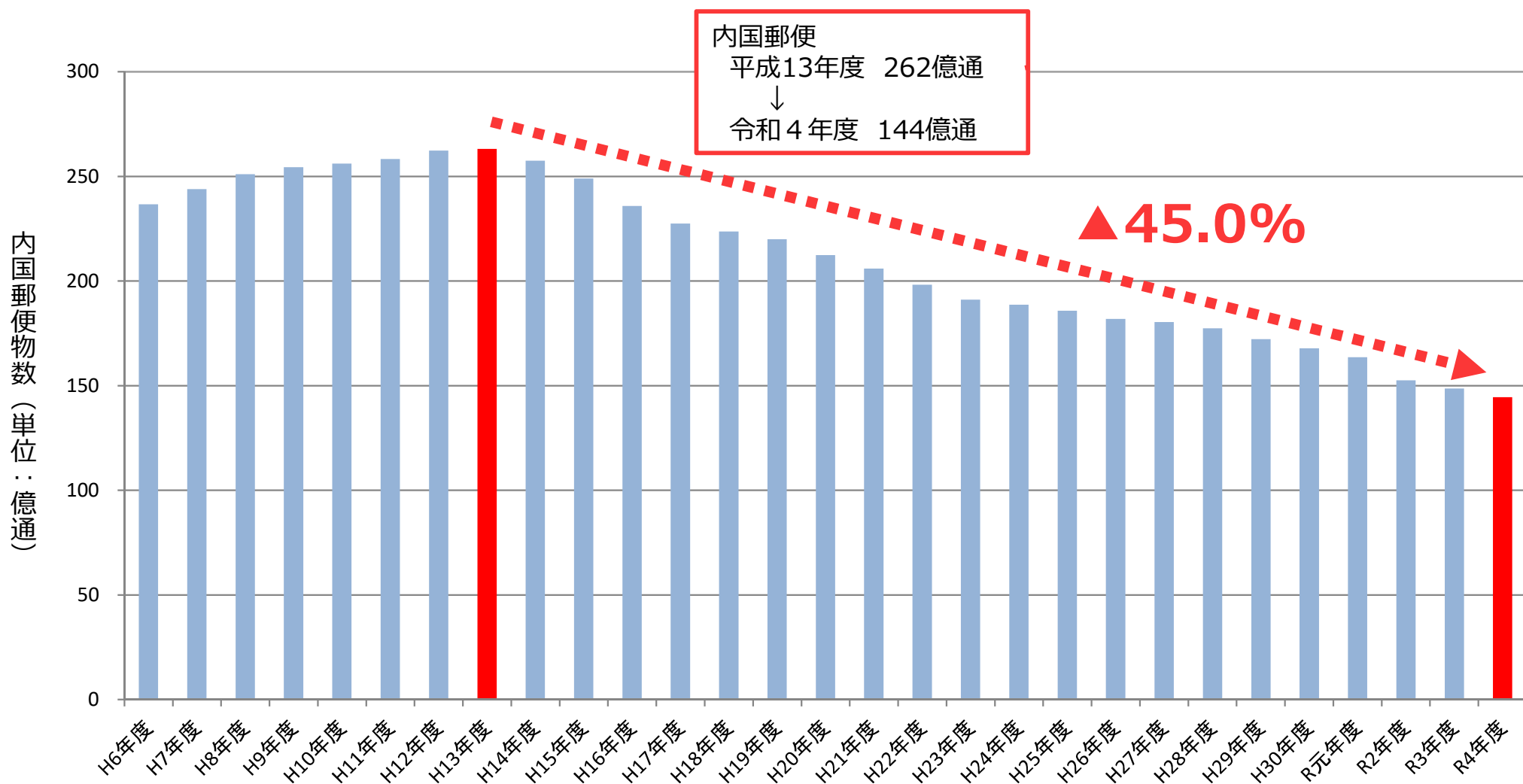
2023年10月改定済

【参考】荷物(ゆうパック)の料金

ゆうパック	【基本運賃】 820円~5,090円 (発着場所、サイズにより変動)	-
-------	---	---

郵便物数の推移

- 郵便物数については、インターネットやSNSの普及、各種請求書等のWeb化の進展、各企業の通信費や販促費の削減の動き、個人間通信の減少等により、大幅に減少している。
- 平成13年度をピークに毎年減少しており、内国郵便については、令和4年度までの21年間で45.0%の減（年平均2.8%減）。



(参考) 郵便物数の推移(種別毎)

・平成6年(1994年)度から令和4年(2022年)度までの郵便物数の推移

単位：億通

	平成6年度 (1994年度)	平成7年度 (1995年度)	平成8年度 (1996年度)	平成9年度 (1997年度)	平成10年度 (1998年度)	平成11年度 (1999年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)
郵便物合計	237	244	251	254	256	258	262	263	257	249
内国	235	243	250	253	255	257	261	262	256	248
普通	228	236	243	246	248	250	255	256	250	243
第一種	118	119	125	127	128	129	132	132	128	123
第二種	97	103	105	107	108	110	112	113	112	110
第三種	13	13	12	12	12	11	11	10	10	9
第四種	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
特殊	7	7	7	7	7	7	6	6	6	5
義務的	7	7	7	7	2	2	2	2	2	1
任意			-(※)		5	5	5	5	5	4
国際	1	1	1	1	1	1	1	1	0.9	0.8

	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
郵便物合計	236	227	224	220	212	206	198	191	189	186
内国	235	227	223	219	212	205	198	191	188	185
普通	230	221	217	213	206	201	193	186	184	181
第一種	117	112	110	107	103	99	93	89	88	86
第二種	106	103	100	100	98	98	97	94	93	92
第三種	7	6	6	5	4	3	3	3	3	2
第四種	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
特殊	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5
義務的	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3
任意	4	4	5	5	4	2	2	2	2	2
国際	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)の 占有率
郵便物合計	182	180	177	172	168	164	152	149	144	100.0%
内国	181	180	177	172	167	163	152	148	144	99.8%
普通	177	174	172	167	162	158	147	143	139	96.0%
第一種	85	85	84	81	80	80	78	77	75	52.1%
第二種	89	87	86	84	80	76	68	65	62	42.6%
第三種	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.1%
第四種	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1%
特殊	5	6	5	5	5	5	5	5	6	3.8%
義務的	2	3	3	3	2	2	2	2	2	1.7%
任意	2	2	2	2	2	3	3	3	3	2.1%
国際	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2%

※ 平成6年度～平成9年度は、義務的特殊及び任意特殊を分けて集計していなかったため、本表上では、全て義務的特殊として計上

郵便事業の収支の推移

- これまでも、日本郵便においては、区分作業の効率化(約3億円/年の費用削減)や適正な要員配置の徹底(約31億円/年の費用削減)などにより、人件費などの営業費用を削減してきたが、郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少してきている。
- 令和4年度の内国郵便については、郵便物数全体の減少による減収(▲159億円)となったことに加え、費用においても業務効率化に取り組んだものの、賃金の引上げ(特別一時金の支給等)や燃料費等物価の高騰により増加(+102億円)となった。
- このような状況から、令和4年度の郵便事業の収支(営業損益)は、▲211億円の赤字(郵便事業全体の営業損益が赤字となるのは民営化以降初めて)。

※ 「内国郵便」の営業損益については、平成28年度(▲15億円)以来の赤字。

【郵便事業全体の収支及びその内訳の推移】

(単位：億円)

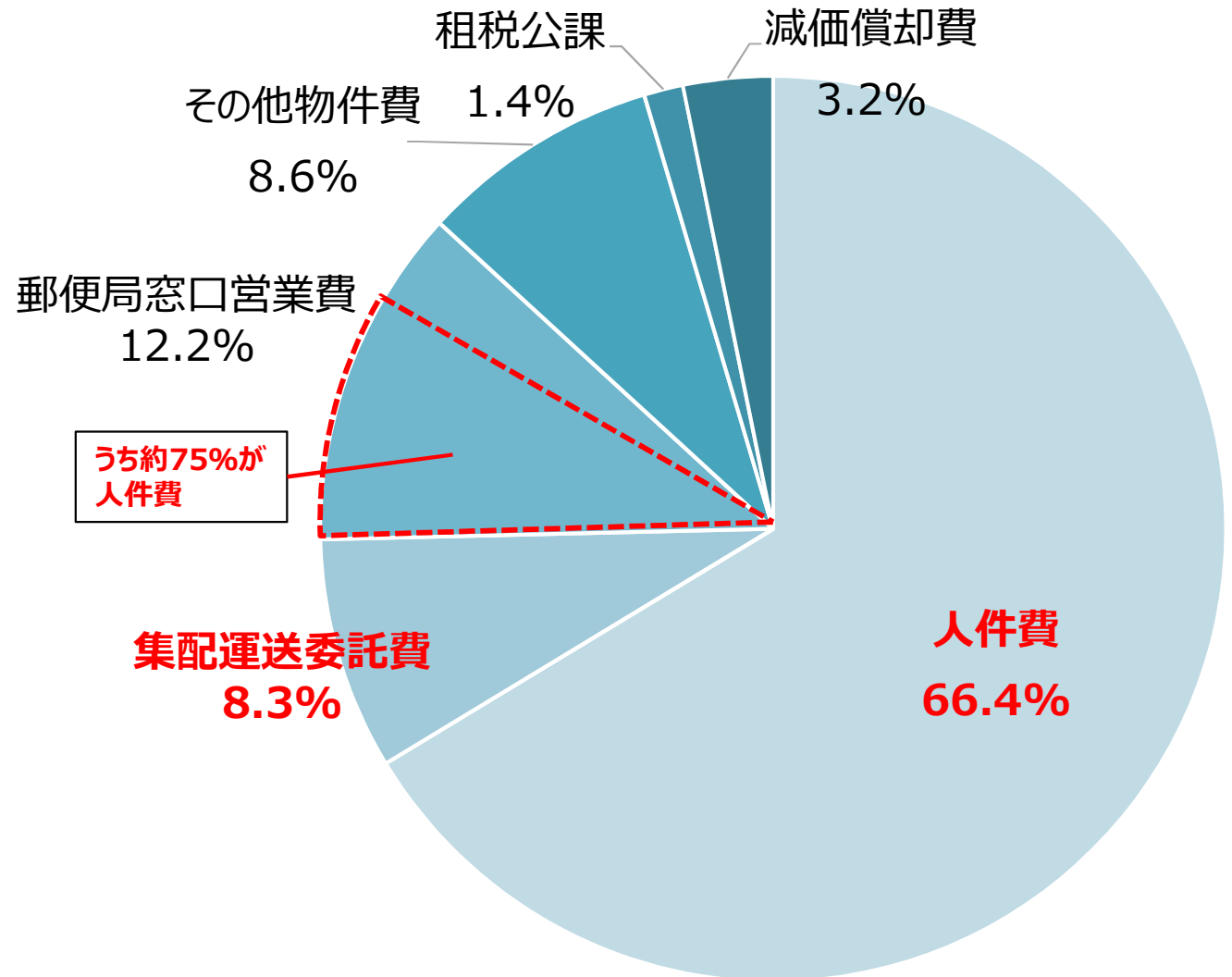
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
郵便事業の収支	営業収益	13,783	13,681	13,031	12,770	12,556
	営業費用	13,328	13,306	12,791	12,692	12,767
	営業損益	455	376	240	78	▲211
内国郵便業務	営業収益	12,821	12,764	12,378	12,003	11,844
	営業費用	12,507	12,471	12,203	11,988	12,090
	営業損益	314	293	175	15	▲246
国際郵便業務	営業収益	962	918	654	767	712
	営業費用	821	835	589	704	677
	営業損益	140	83	65	63	35

(参考) 郵便事業の営業費用の内訳

- 営業費用の内訳(2022年度実績)は、以下のとおり。
- 全体の「66.4%」が人件費、「8.3%」が集配運送委託費となっている。また、郵便局窓口営業費(12.2%)のうち、約75%が人件費で構成されている。
- そのため、人件費のみにおいても全体の費用の約3/4を占める。

単位：億円

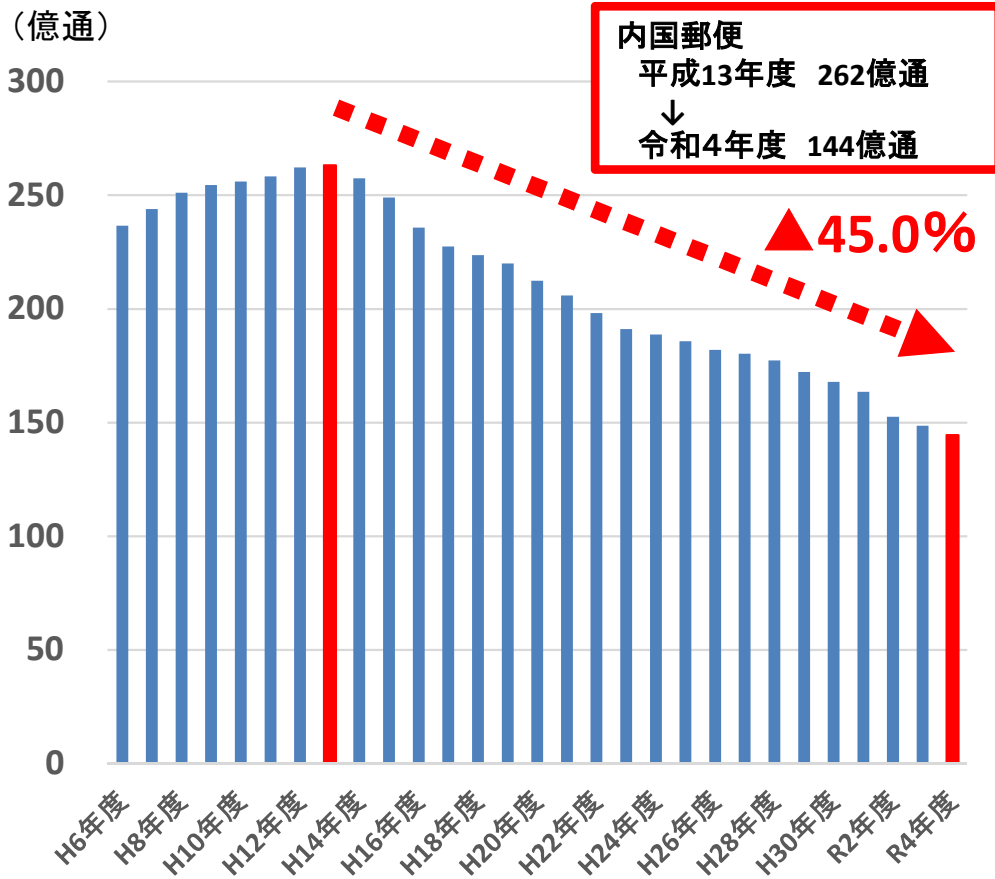
		2022年度	
営業費用計		12,767	
人件費	8,480	66.4%	
集配運送委託費	1,055	8.3%	
郵便局窓口営業費	1,555	12.2%	
その他物件費	1,093	8.6%	
租税公課	181	1.4%	
減価償却費	403	3.2%	



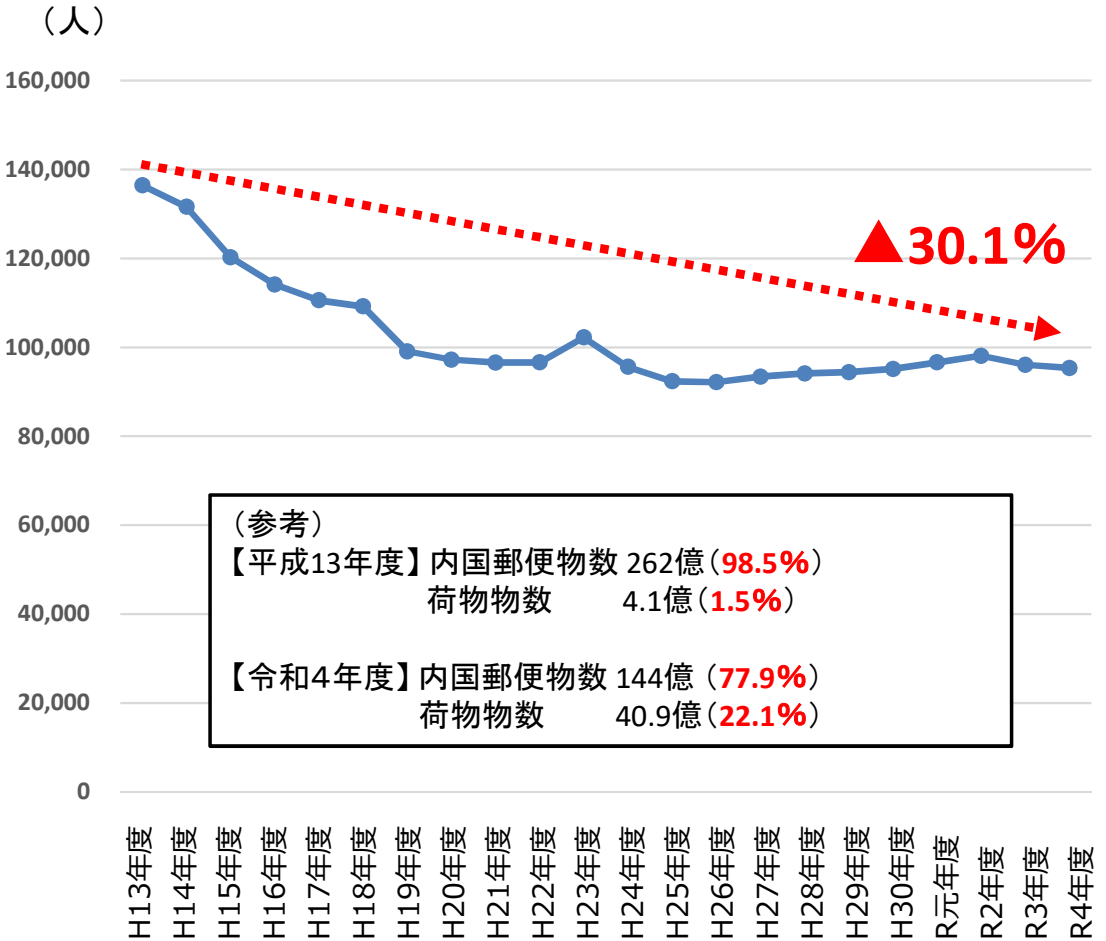
(参考) 郵便物数と郵便・物流事業従業員数の推移

- 前述のとおり、令和4年度の内国郵便の郵便物数は、平成13年度比で約45%の減少。
- また、令和4年度の郵便・物流事業従業員数は、平成13年度比で約30%の減少。なお、郵便・物流事業従業員については、郵便と物流のいずれの事業にも従事しており、実態として郵便に従事する従業員数を把握することは困難であるものの、郵便と荷物の物数比率は、平成13年度に98.5%が郵便であったのに対し、令和4年度には77.9%まで減少している。

内国郵便物数の推移



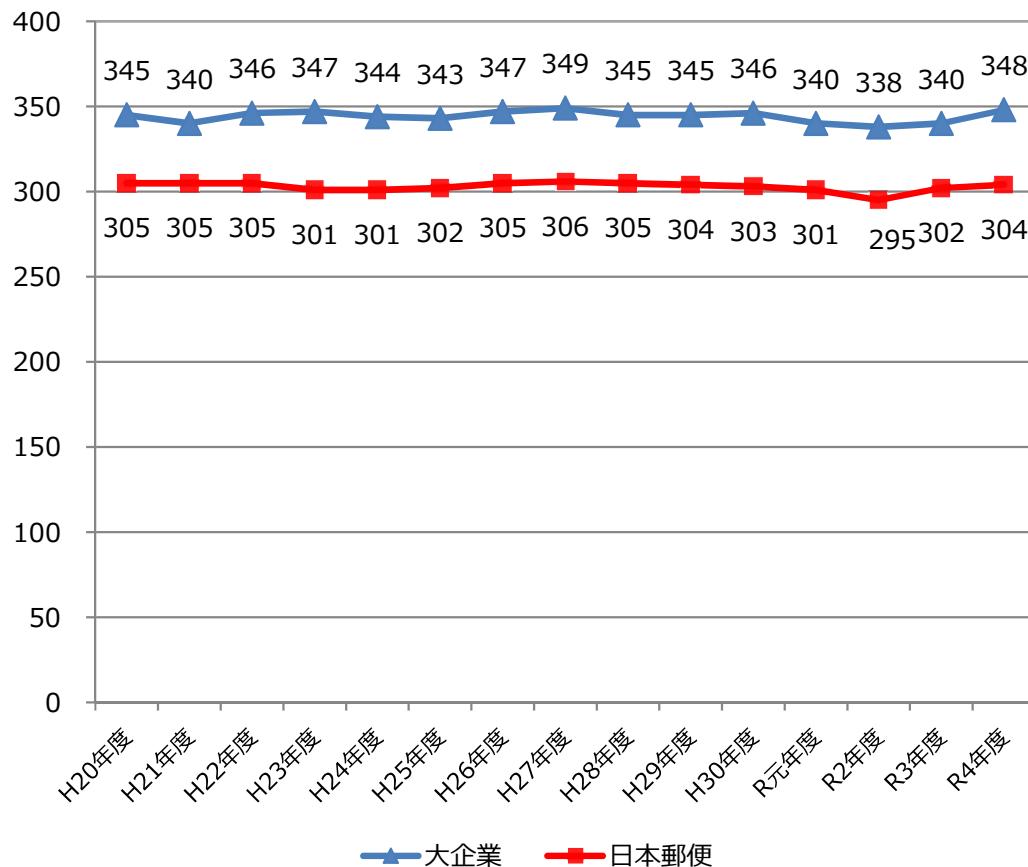
郵便・物流事業従業員数 (※)正社員数のみ



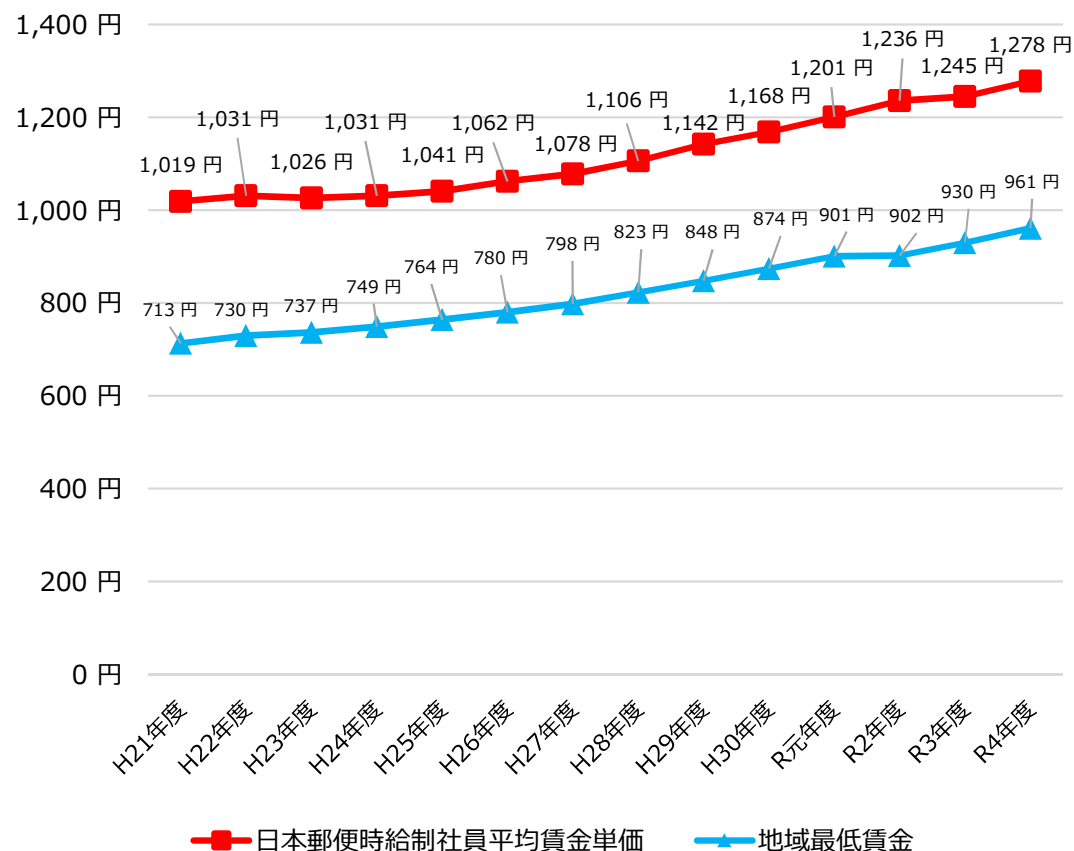
- 日本郵便の正社員の平均賃金は、他の大企業の平均賃金と比較しても低い水準となっている。
- また、時給制社員の賃金の推移は、地域最低賃金(全国加重平均)の推移と概ね同様の傾向にある。

【正社員の平均賃金の推移】

(単位：千円)



【時給制社員の平均賃金の推移】



※ 日本郵便の「平均賃金」は、春闘時期における平均賃金に妥結額を加算した額（月額）。
 ※ 大企業の「平均賃金」は、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業規模別賃金のうち、「大企業(常用労働者 1,000人以上)」の調査実施年6月分(月額)の所定内給与額の平均額。(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

※ 「地域最低賃金」については、厚生労働省の「平成14年度から令和5年度までの地域別最低賃金改定状況」より、全国加重平均額を引用

- 日本郵便においては、区分作業の機械化や顧客の受取利便性の向上、テレマティクスの活用による適正な要員配置などの業務効率化を推進。

【近年の主な取組例】

区分作業の機械化

書状用区分機の読取率・処理速度を向上させるとともに、定形外郵便物を区分できる大型郵便物用区分機を開発・配備。(高速型：2013年度～)

定形外郵便物の機械区分による効果：
約3億円/年
(全国の約99.6%の道順組立の機械化を完了)

■ 書状区分機

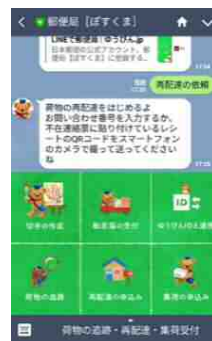


■ 大型区分機(高速型)



受取利便性の向上

「はこぼす」(書留郵便物やゆうパックを受け取ることができるロッカー) や、LINEによる再配達の手続きを実施(2016年10月～)し、お客さまの受取利便性を向上。



書留等の指定場所配達への再配達による効果：
約0.3億円/年

集配業務支援システムの導入 及びコストコントロールの深化

各配達担当者が携帯端末に入力したデータを「見える化」することにより、集配業務におけるムリ・ムダ・ムラの削減を行う。(2013年6月～)

さらに、テレマティクス・AIの活用、自動ルーティングシステムの活用等により配達業務の効率化・高度化を実現し、業務量に応じた適正な要員配置を徹底。

業務量に応じた適正な要員配置の徹底の取組による効果：
約31億円/年

- 日本郵便においては、手紙文化の振興策の実施、ニーズを踏まえた新サービスの創設、DM需要の喚起などの取組を実施。

【近年の主な取組例】

手紙文化の振興

次世代においても手紙文化が衰退しないよう、若年層に対して、年齢層に応じた手紙文化の振興策を実施。

また、切手のデザインについては、花やキャラクター、季節に合わせた題材をかわいいイラストで表現する等、工夫を凝らしている。

(出前授業)



郵便局社員による出前授業や
絵手紙教室の実施

(ふみの日イベント)



親子向けの手紙体験イベントを
実施

(特殊切手)

「花の彩りシリーズ 第1集」
(2023年10月18日発行)



新サービスの創設 (特別あて所配達郵便)

「受取人の住所又は居所は分かるが氏名が分からない場合であっても、郵便物をその住所又は居所に届けてほしい」というニーズを受け、新たな郵便サービス(特別あて所配達郵便)を創設。(2021年6月～)

2021年度実績： 1,998千通

2022年度実績： 12,775千通

DM振興

DMの閲覧率、保存性、行動喚起率の高さがもたらす価値を広く広告主にお伝えする活動を展開することにより、DMの需要を喚起。

また、自社の広告でなくても、広告主からの依頼を受けて、顧客リスト保有者自らが差出人となって、自社の顧客(会員)宛に広告郵便物を差し出すことができるサービス(代行リストDM)を開始。(2021年4月～)

(代行リストDM)

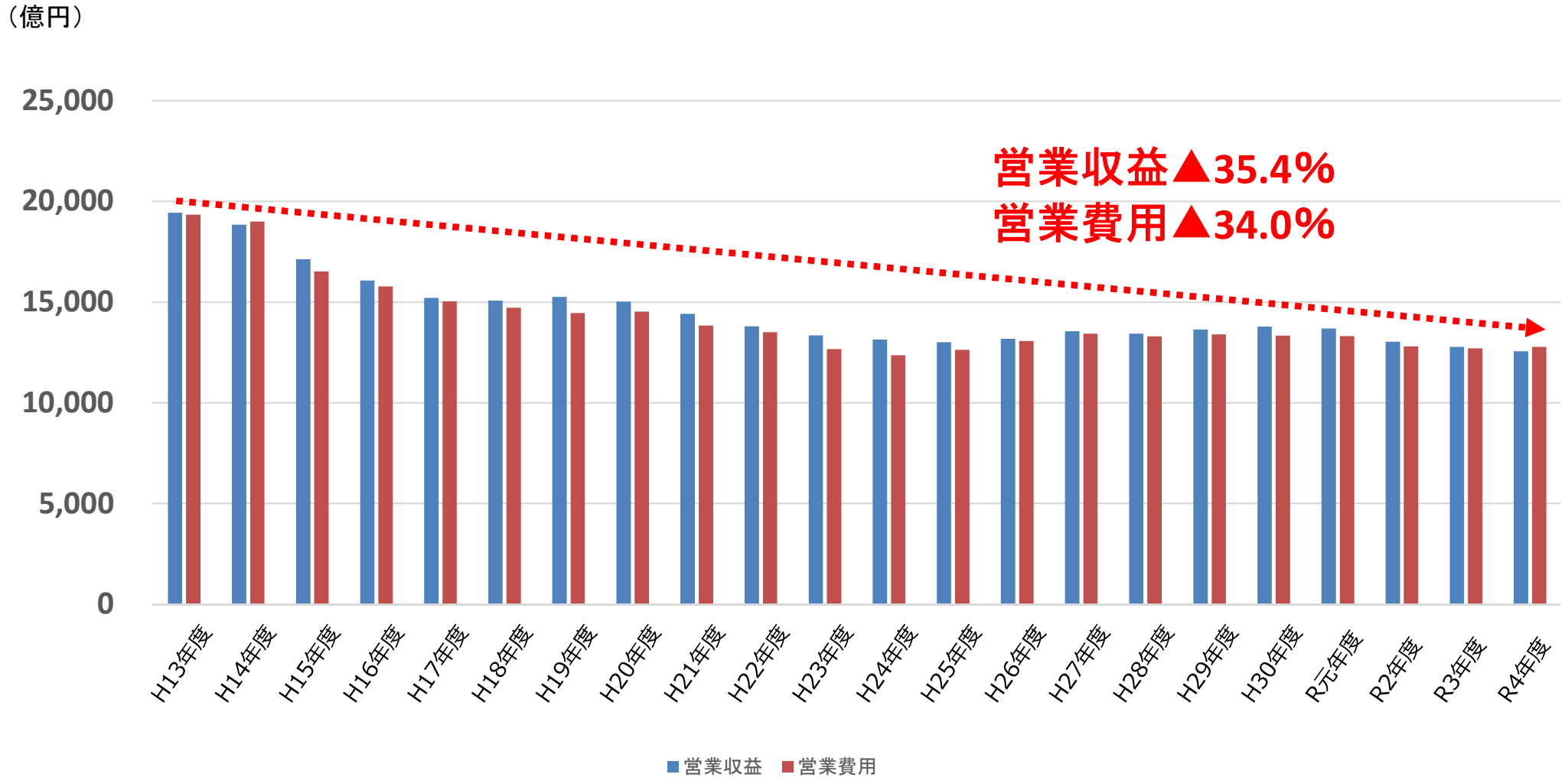
2021年度実績： 11,437千通

2022年度実績： 19,629千通

(参考) 郵便事業の営業収益・営業費用の推移

- 平成13年度からの郵便事業の営業収益・営業費用の推移を示すと、以下のとおり。
- 営業費用は、営業収益の減少と同程度の減少となっている。

郵便事業の営業収益・営業費用の推移



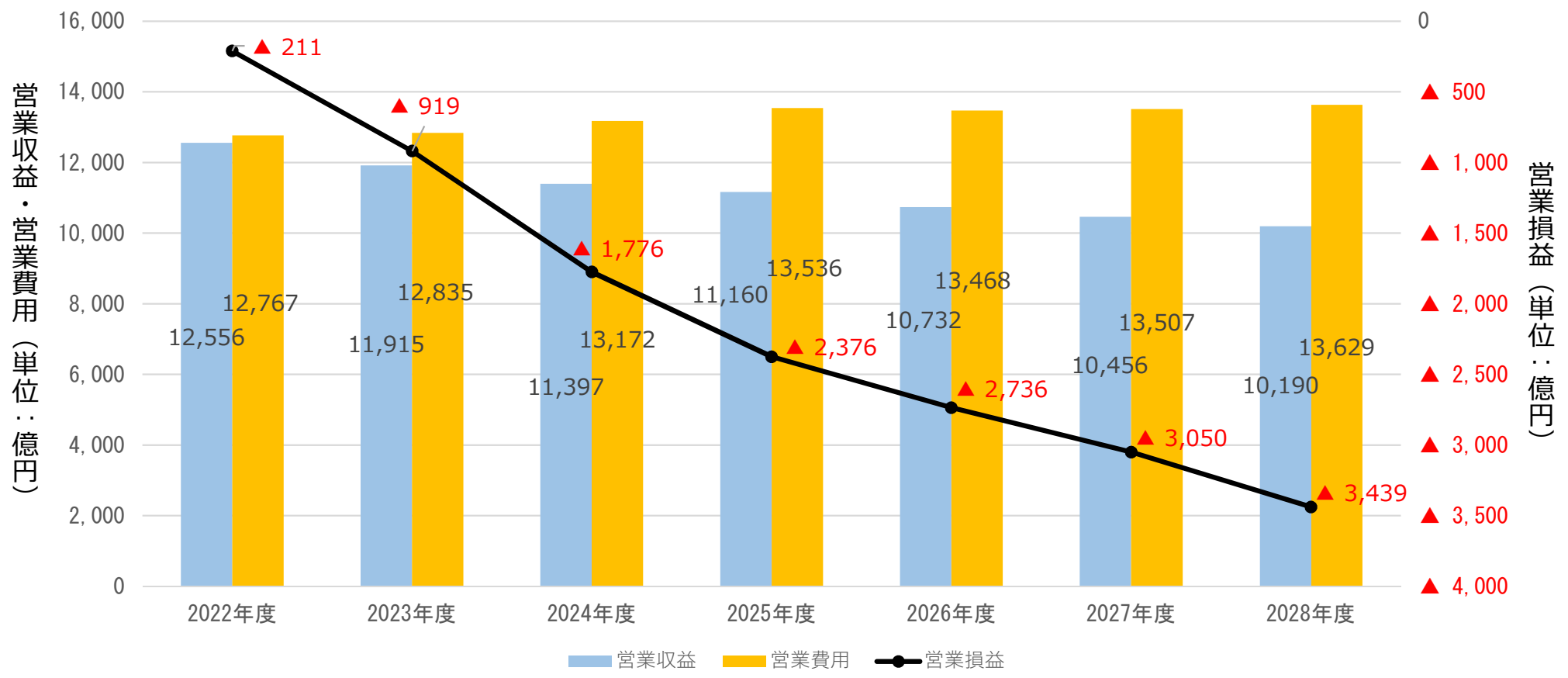
郵便事業の今後の見通し

郵便事業収支の今後の見通し

	← 実績	見込 →					
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
営業収益	12,556	11,915	11,397	11,160	10,732	10,456	10,190
営業費用	12,767	12,835	13,172	13,536	13,468	13,507	13,629
営業損益	▲211	▲919	▲1,776	▲2,376	▲2,736	▲3,050	▲3,439

単位：億円

【郵便事業の収支の今後の見通し】



- 郵便事業の収支の今後の見通しは、次の考え方に基づき作成。

【営業収益】

$$\text{営業収益} = \text{物数見込み} \times \text{平均単価}(\text{※1}) + \text{物数連動ではない収益}(\text{※2})$$

(※1) 原則、2022年度実績の種別ごとの単価を使用。2023年10月に料金改定を実施した特殊取扱については、改定分を上乗せした単価を使用。

(※2) 外国来の国際郵便運送料や切手類の交換手数料など。

【営業費用】

郵便種別ごとの人件費や集配運送委託費等の2022年度の費用実績をベースとして、下表及び営業費用削減のための取組の内容を加味。

単位：億円

項目	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
期間雇用社員の賃金の上昇(+4.3%) (※1) (※2)	+63	+91	+96	+100	+102	+107
ベースアップ影響(+1.6%) (※3)	+72	+70	+69	+69	+68	+68
価格転嫁(集配運送委託費) (※4)	+33	+27	+20	+19	+19	+17

(※) 対前年度での郵便事業への影響額を記載。

(※1) 「令和5年度地域別最低賃金金額の改定の目安について」(令和5年7月中央最低賃金審議会答申)における全国加重平均の引上率。

(※2) 令和5年度の賃金上昇は、+3.1%。

(※3) 令和5年度の日本郵便のベースアップ実施率。

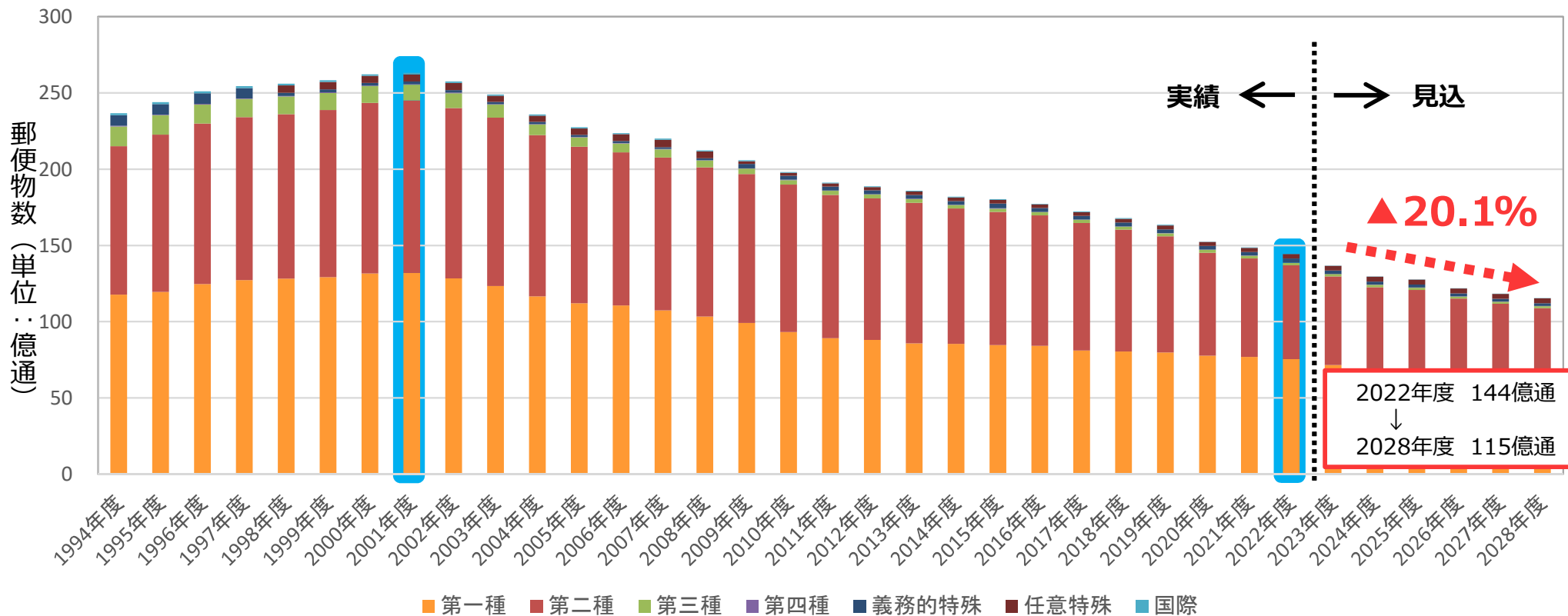
(※4) 令和5年の価格交渉促進月間の実績をベースに、協力会社の労務費上昇率を(※1)と同様に「+4.3%/年」と仮定し算出。2024年問題への対応として、2024年度はさらに「+0.7%」の上昇率を適用(運送ダイヤの改正による運送便の増対応等を予定)。

郵便物数の今後の見通し

(実績)

単位：億通

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	対2022年度比
郵便物合計	144	137	130	128	122	118	115	79.9%
内国	144	137	129	127	122	118	115	79.9%
普通	139	131	124	122	117	113	110	79.5%
第一種	75	72	68	68	66	66	65	86.1%
第二種	62	58	54	53	49	46	44	71.5%
第三種	1.6	2	2	1	1	1	1	77.8%
第四種	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	80.9%
特殊	6	5	5	5	5	5	5	89.5%
義務的	2	2	2	2	2	2	2	74.6%
任意	3	3	3	3	3	3	3	101.3%
国際	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	89.1%



郵便物数の今後の見通し(考え方)

- 郵便物数の今後の見通しは以下の考え方に基づき作成。

$$[n\text{年度の予測物数}] = \{[(n-1)\text{年度の予測物数}] - [(n-1)\text{年度のスポット}]\} \times [\text{商品別トレンド}] + [n\text{年度スポット}] + [n\text{年度の利用拡大策に係る物数}]$$

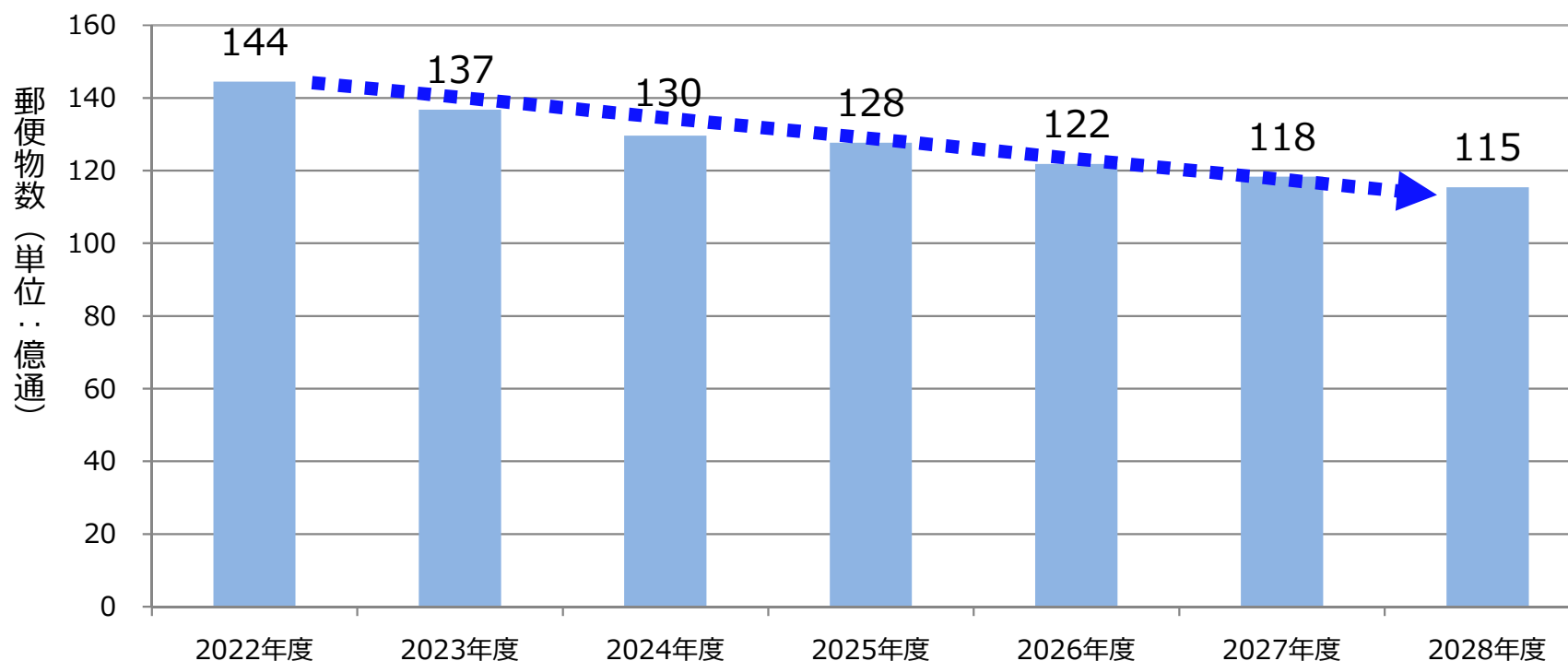
【トレンドの考え方】

原則、「2020年度→2022年度」の2年トレンド(平均増減率)を適用。

※コロナの影響が明白なものなど上記トレンドを適用することが不適切な郵便物には、別期間のトレンドを適用。

【スポットの考え方】

トレンドとは関係なく、特定の年度に発生する特別な郵便需要。例えば、自治体(選挙入場券、ワクチン接種券等)、マイナンバーカード申請書、後期高齢者医療被保険者証、候補者差出しの選挙郵便、特別あて所配達郵便等については、これまでの差出傾向を踏まえて見通しを作成。



【郵便物の利用拡大のための新たな取組】

項目	内容	見込通数
1 若者を中心とした新たな手紙振興策の実施	ズッキュン♡郵便局(※1)等の若者向けの新たな手紙振興策の実施	4.6万通/年 (※) ズッキュン♡郵便局の初回の利用状況や、来場者のアンケート結果を基にして算出
2 主として個人のお客さまを対象としたスマートねんが(※2)の推進	スマートねんがのうち、リアルな葉書の利用を勧奨	1万通/年 (※) 2023年用年賀の実績(約8,000通)を参考に算出
3 主として法人のお客さまを対象とした年賀状の利用勧奨	環境負荷を理由に差出しを控える法人顧客に対する「年賀葉書が森林保全につながる「FSC®認証紙(※3)」を使用している」ことの周知による利用勧奨	1,000万通/年(※4) (※) 本件周知により、年賀葉書の減少トレンド(▲13.3%)が1ポイント回復すると想定して算出(上記通数は2024年度の想定通数)
4 トレーディングカード、アクセサリ等の送付の需要増に向けての対応	郵便書簡(※5)に厚さの制限(1cm)を設けた上で、内容品制限を撤廃(サービス改善)	150万通/年(※4) (※) 2022年度の販売枚数(1,591万枚)の約1割が増加すると仮定して算出(上記通数は2024年度の想定通数)
5 各種調査における郵便利用の勧奨	国の行う調査等での郵便利用	800万通(2025年度) (※) 国の調査関係の通知書(800万件程度)を想定

(※1) 2023/8/17(木)～同年8/30(水)の期間限定で、渋谷のイベントスペースにて若い世代への新たなアプローチを目的としたポップアップストア。

(※2) 購入・作成・送付・受取・保存といった一連の年賀状体験を“全てLINE上で完結”できるサービス。相手の住所が分からなくても紙の年賀状を送ることも可能。

(※3) 適切に管理された森林と、そこから生産された林産物、再生資源、そのほかの管理された供給源からの原材料で作られた製品を識別する、国際的な森林認証制度。

(※4) 2024年度の想定通数。2025年度以降は、トレンドの減少に伴い、想定通数も減少するもの。

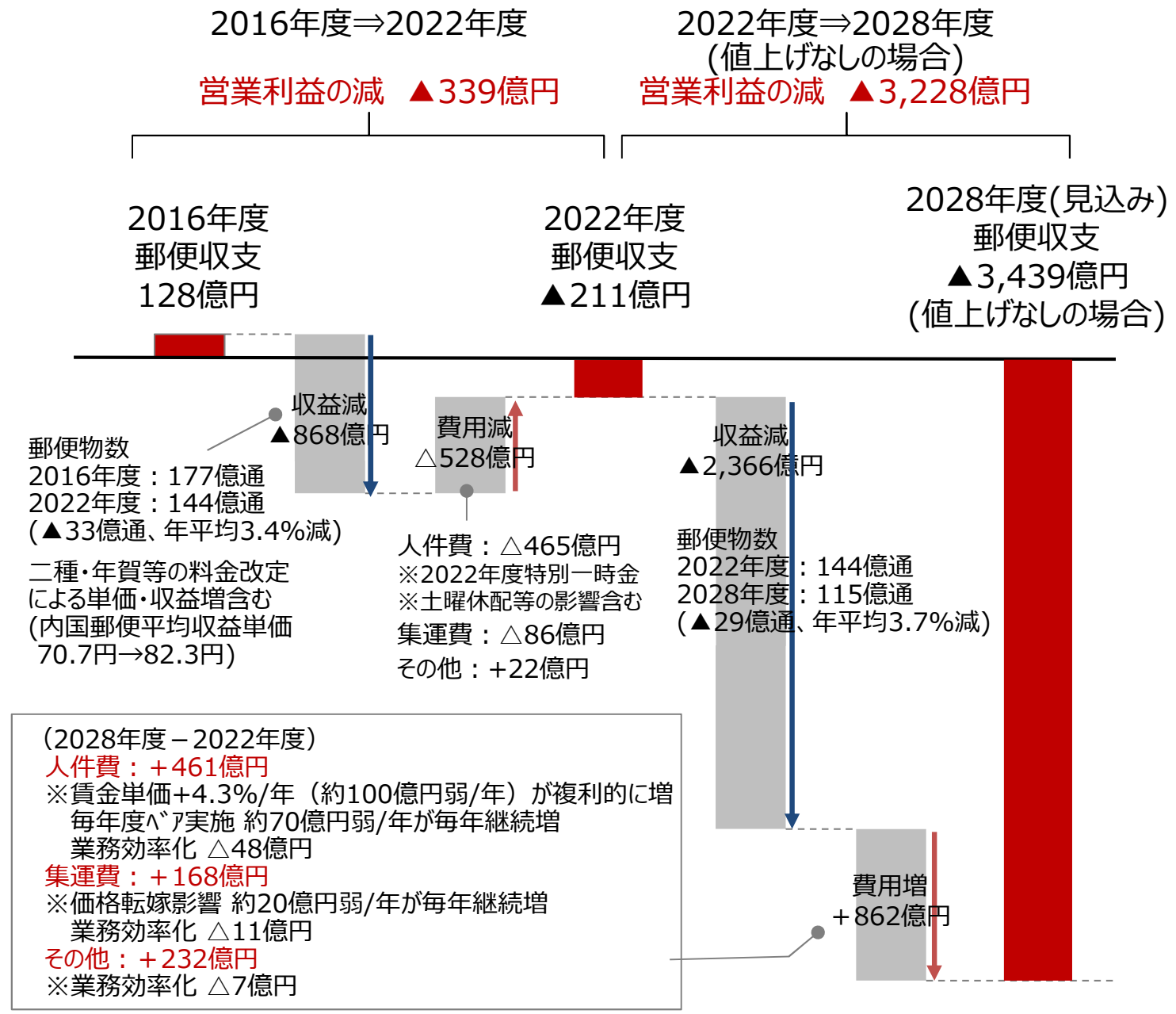
(※5) 一定の規格により作成された料額印面付き便せん兼封筒であって、通信文を書いて折りたためばそのまま郵便物として定形郵便物よりも低廉な料金で差し出すことができるもの。

営業費用削減のための取組

【営業費用削減のための新たな業務効率化策等】

	項目	施策内容	科目	郵便事業への効果額					
				2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	既存 担務別コスト コントロールの深化	・ 業務量に応じた適正な要員配置の徹底 (テレマティクス・AIの活用、自動ルーティングシステムの 活用等による配達業務の効率化・高度化)	人 件 費	△31億円	△31億円	△31億円	△31億円	△31億円	△31億円
2	既存 区分作業の 機械化	・ 定形外郵便物を区分する大型郵便物用の 区分機を開発・配備	人 件 費	△3億円	△3億円	△3億円	△3億円	△3億円	△3億円
3	既存 受取利便性 の向上	・ 再配達時に、書留郵便物等をはこぼす等の 指定場所に配達	人 件 費	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円
4	新規 再配達削減 (サービス改善 にも寄与)	・ e受取アシストの利用拡大、指定場所配達 依頼書のデータ化・WEB化等の取組により、 再配達削減を推進、郵便分野にも対象拡大	人 件 費	-	-	-	△10億円	△11億円	△11億円
5	新規 運送ダイヤの 効率化 (輸送DX)	・ 輸送テレマティクスで運送便の動態管理や積載 状況を可視化し、そこで得られたデータを活用 し、AIで効率的なダイヤを展開	運 送 料	-	-	-	△3億円	△7億円	△11億円
6	新規 小型郵便物の 返還自動化	・ 返還郵便物の区分処理の機械化	人 件 費	-	-	△4億円	△4億円	△4億円	△4億円
7	新規 機械配備台数 減に伴う削減	・ 物数減に伴う書状区分機台数が減ること による保守費の減	保 守 費	-	-	△2億円	△3億円	△5億円	△7億円
8	新規 小型パケット区 分機・AGVの 増備	・ 小型パケット区分機を増備し、定形外郵便及び ゆうパケットの区分を機械化 ・ AGV(局内搬送車)による搬送自動化	人 件 費	-	-	△1億円	△2億円	△2億円	△2億円
効果額計				△34.3億円	△34.3億円	△41.3億円	△56.3億円	△63.3億円	△69.3億円

郵便事業収支の今後の見通し(収支悪化の要因分析)



見直しの考え方

- 郵便物の大宗を占める第一種郵便物(封書等)・第二種郵便物(葉書)のうち、主な料金の変遷は以下のとおり。
- 25g以下の「定形郵便物」の料金については、消費税増税に伴う改定を除き、平成6年(1994年)から約30年間にわたって据え置いてきたところ。

料金改定後3年間は郵便事業において赤字が生じない金額に改定

料金改定後3年間は郵便事業において赤字が生じない金額に改定

		S56 1月	H元 4月	H6 1月	H9 4月	H26 4月	H29 6月	H30 5月	R元 10月
			消費税 3%	料金改定	消費税 5%	消費税 8%	料金改定	料金改定	消費税 10%
第一種郵便物 (封書)	定形 25 ^{グラム} まで	60円	62円	80円	据え置き	82円	据え置き	据え置き	84円
第二種郵便物 (はがき)	通常 葉書 (※年賀)	40円	41円	50円	据え置き	52円	62円 (※年賀) 52円	(※年賀) 62円	63円

基本的な考え方

- 郵便事業は、全国2万4千の郵便局ネットワークを通じて、なるべく安い料金であまねく公平なサービスの提供に努め、国民生活の向上や社会経済の発展に大きく貢献。今後もその役割を果たしていくことが重要。

見直しの必要性等

- 郵便法第3条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」とされ、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要。
(⇒ゆうパック等の郵便事業外の収支とは別に検討することが必要)
- 平成13年度(2001年度)をピークに郵便物数は毎年減少しており、日本郵便では利用拡大の取組や一部料金の見直しを行ってきたところ。
一方で、社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進む中、紙の郵便物数は今後も大きな減少が見込まれ、これに伴い、長期的にも営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。
- また、これまでも日本郵便において業務効率化(区分作業の機械化等)を図るとともに、土曜休配等(令和2年郵便法改正)もを行い、コスト削減を図ってきたところであるが、今日、賃金引上げの実施(※)や、燃料費等の高騰を適切に委託料等に転嫁することは、社会的な要請となっている。
(※)日本郵便は令和5年度に3.66%の賃上げ(ベースアップ:1.62%、定期昇給:2.04%)。特別一時金の支給分を合わせると5.11%の賃上げ。
特に人件費及び集配運送委託費が営業費用全体のおよそ3/4を占める郵便事業においては、営業費用が大きく増加しており、直近で大幅な営業費用の減少は見込まれない。
- この点、我が国全体が「コストカット型経済」から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革を目指している中、日本郵便においても、賃上げや委託事業者への適切な価格転嫁といった取組を継続しつつ、抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供に取り組む必要がある。
- 一方で、今後も郵便物数の減少等が見込まれる中、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、当面の対応として早期の郵便料金の見直しを行う必要がある。

(※)令和6年後半から令和7年にかけて消費者物価指数の伸び率は低下する見通し。また、郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1%(約3,600円)であり、平均的な世帯における料金値上げの影響は必ずしも大きくない。

(参考)消費者物価指数の見通し

○ 日本銀行が四半期毎に公表している「経済・物価情勢の展望」と、(公社)日本経済研究センターが毎月行う「ESPフォーキャスト調査」(※)による消費者物価指数の見通しは以下のとおり。

(※)民間エコノミスト約40名から、日本経済の株価・円相場を含む重要な指標の予測値や総合景気判断等についての質問票を毎月回答してもらい、その集計結果を公表。

○ 令和6年から令和7年にかけて、徐々に消費者物価指数の伸び率は低下していく見通し。

○「経済・物価情勢の展望」(日本銀行)による見通し

令和5年度	令和6年度	令和7年度
+2.8	+2.4	+1.8

※ 「経済・物価情勢の展望(2024年1月)」(令和6年1月24日公表)の数値。

※ 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年度比上昇率。

※ 政策委員見通しの中央値。

○「ESPフォーキャスト調査」((公社)日本経済研究センター)による見通し

令和6年 1~3月期	令和6年 4~6月期	令和6年 7~9月期	令和6年 10~12月期	令和7年 1~3月期	令和7年 4~6月期
+2.51	+2.50	+2.34	+2.02	+1.92	+1.70

※ 「ESPフォーキャスト調査(1月調査)」(令和6年1月15日公表)の数値。

※ 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年同期比上昇率。

※ エコノミストによる予測値の総平均。

(参考)郵便料が世帯全体の消費支出に占める割合

○ 総務省統計局の家計調査結果によると、令和4年の1世帯(二人以上の世帯)当たりの「郵便料」(※1)の消費支出額は3,593円。

世帯全体の年間消費支出額(約349万円)に占める割合は約0.1%(※2)。

(※1) 同調査の「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。

(※2) 世帯主の年齢階級別に見ても、最も「郵便料」の消費支出額が大きかった70歳以上の世帯において、その消費支出額は4,229円であり、同世帯の全体の消費支出額(約285万円)に占める割合は約0.15%。

○ なお、「郵便料」の消費支出額の6割強は11月・12月(11月:745円、12月1,469円)であり、年賀状に係る支出がその多くを占めると考えられる。

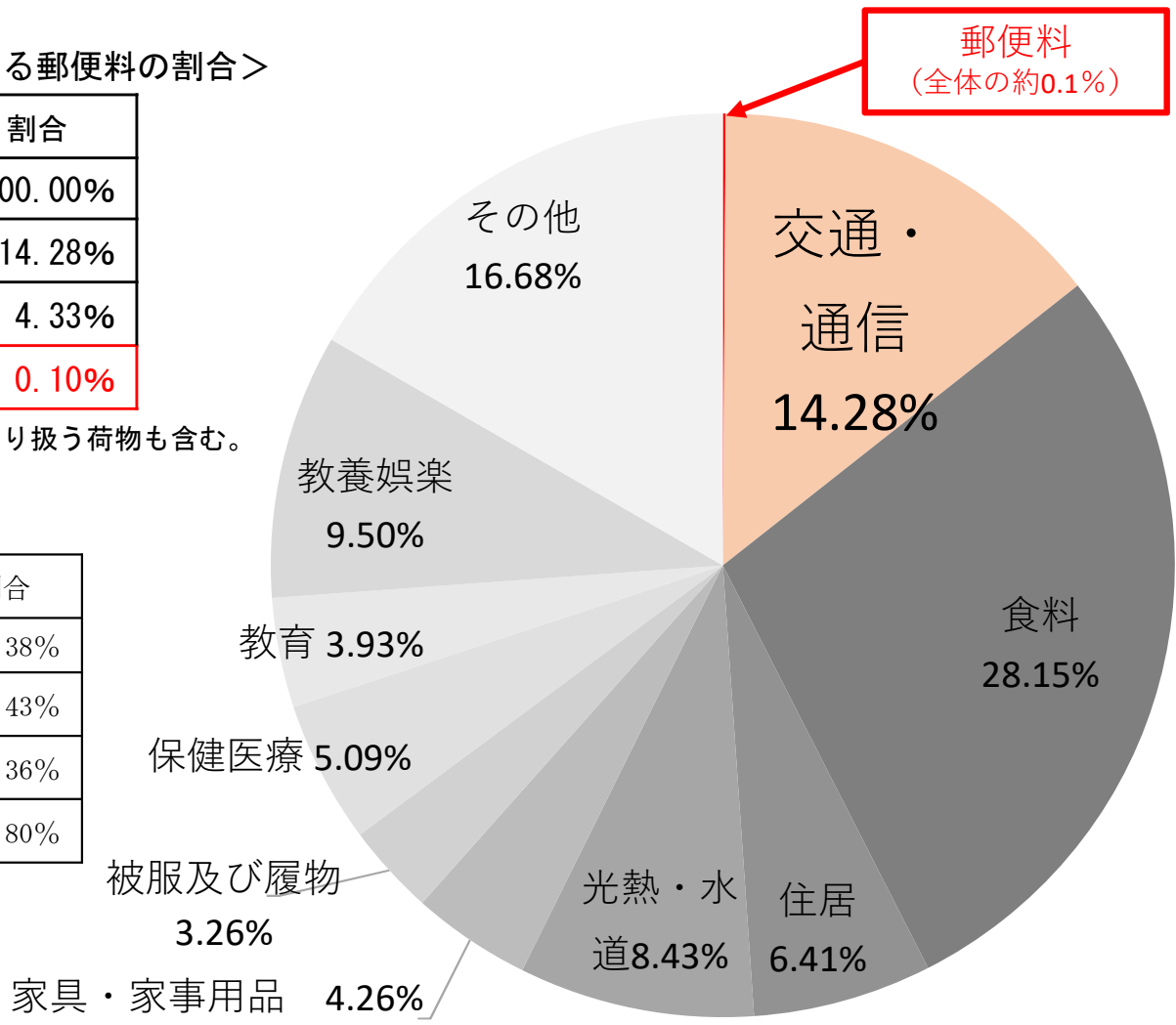
< 1世帯(二人以上の世帯)当たりの消費支出に占める郵便料の割合 >

	2022年(令和4年)	割合
① 1世帯当たりの年間消費支出	3,490,383円	100.00%
② ①のうち「交通・通信」	498,416円	14.28%
③ ②のうち「通信」	151,176円	4.33%
④ ③のうち「郵便料」(※)	3,593円	0.10%

(※) 「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。

(参考) 携帯電話通信料、電気代等の割合

	2022年(令和4年)	割合
⑤ ③のうち「携帯電話通信料」	118,113円	3.38%
⑥ ①のうち「光熱・水道」	294,292円	8.43%
⑦ ⑥のうち「電気代」	152,138円	4.36%
⑧ ⑥のうち「ガス代」	62,788円	1.80%



郵便料金の見直しの検討

25g以下「定形郵便物」の料金上限の改定(総務省令の改正)

- 第一種郵便物のうち、25g以下の「定形郵便物」の料金については、総務省令（郵便法施行規則）で定める上限を超えてはならないこととされている。
- この点、当該上限額は「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっている（郵便法第67条第2項第3号）。
- 上記の勘案事項も踏まえ、料金の値上げ幅は可能な限り抑えることとし、従来の考え方（改定後3年間の郵便事業の黒字維持）を見直し、経営状況に応じて短期間に再度見直すことも念頭に、最小限の値上げ幅とするとの考え方の下、総務省令で定める上限額の上げ幅も最小限とする。また、利用者にとって分かりやすい料金とする。
- これを踏まえ、上限額を現行の「84円」から「110円」に改定。

料金改定の全体像(現時点の想定)

- 上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する主な料金改定は以下のとおり。

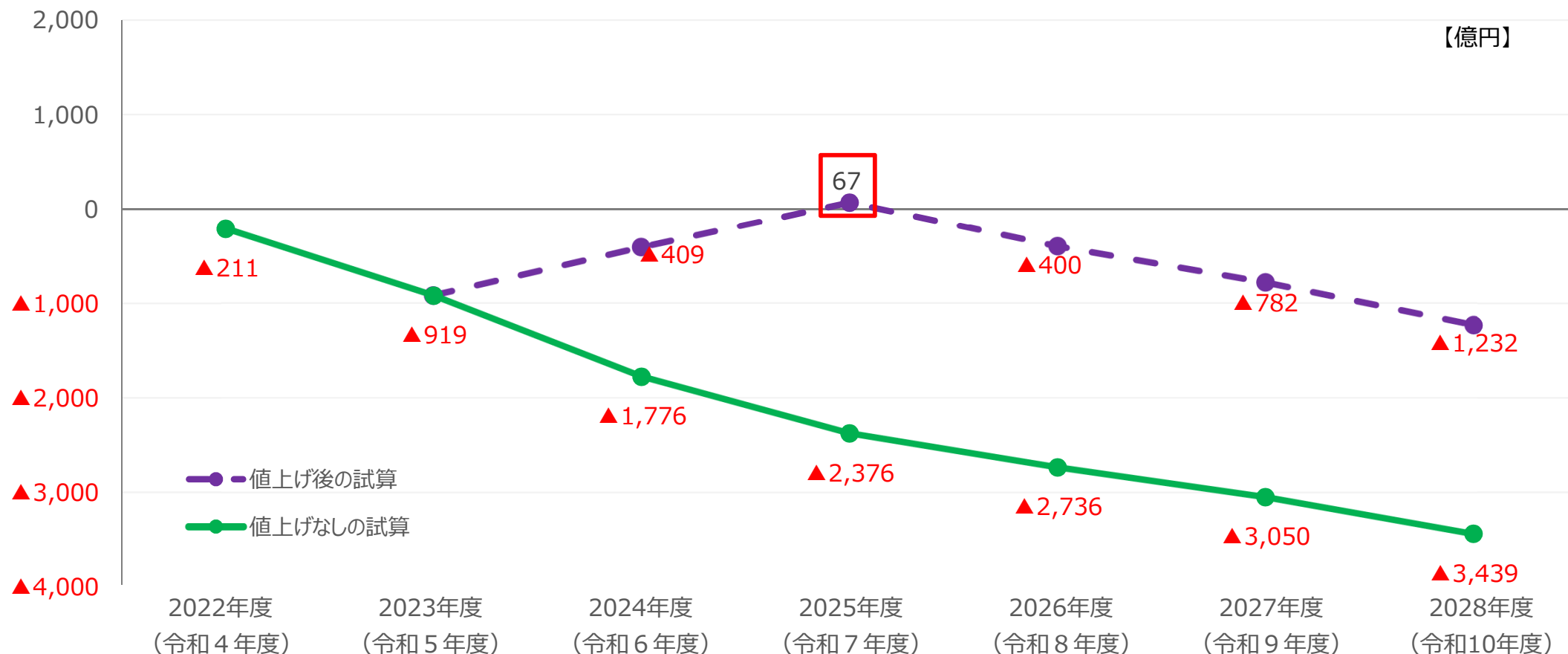
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種定形郵便物(25g) 84円→110円(+26円(+31.0%)) <上限を省令で規定> <li style="padding-left: 2em;">" (50g) 94円→110円(+16円(+17.0%)) <届出> ・ 第二種郵便物(通常葉書) 63円→85円(+22円(+34.9%)) <届出> ・ その他(定形外、特殊取扱等)は、+約30%の値上げ率を基本。 (ただし、レターパックや速達等の一部郵便物は特に利用者利便等の観点からより低い値上げ率を想定) 	}	※サービス改善の一環として重量区分を1区分に統合
---	---	--------------------------

※ 最終的な料金改定は、日本郵便からの届出により確定。(第三種・第四種の料金変更は認可)

※ 第三種郵便物・第四種郵便物及び昨年10月に料金改定を行った書留等は据え置きを想定。

郵便事業の収支の見通し(試算)

- 郵便事業収支の今後の見通しについて、値上げをしなかった場合及び値上げを行った場合のそれぞれの推移は以下のとおり。
- 郵便法第3条にて郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされていることから、25g以下の「定形郵便物」以外も含めた郵便料金全般の見直しを前提に算定。
- なお、25g以下の定形郵便物の上限額は「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっており(郵便法第67条第2項第3号)、国民への影響等も鑑み、当該上限額の値上げ幅は最小限のものとする。



(※) 上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する現時点の料金額を前提に算定しており、実際の郵便料金については、日本郵便による届出により確定することとなる。

値上げした場合の通数の見通し(試算)

(単位：百万通)

	種別	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		値上げしない場合との通数差(2028年度)
		通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	通数	対前年度の減少率	
① 値上げしない場合 (価格弾性なし)	内国	14,423	-	13,654	-5.3%	12,938	-5.2%	12,747	-1.5%	12,162	-4.6%	11,807	-2.9%	11,520	-2.4%	-
	一種定形	6,219	-	5,875	-5.5%	5,551	-5.5%	5,513	-0.7%	5,348	-3.0%	5,284	-1.2%	5,216	-1.3%	
	一種定形外	1,313	-	1,282	-2.4%	1,281	-0.1%	1,284	0.3%	1,276	-0.6%	1,272	-0.4%	1,268	-0.3%	
	二種(年賀除く)	4,936	-	4,700	-4.8%	4,478	-4.7%	4,389	-2.0%	4,150	-5.4%	3,972	-4.3%	3,837	-3.4%	
	年賀	1,171	-	1,068	-8.8%	937	-12.3%	812	-13.3%	705	-13.3%	611	-13.3%	530	-13.3%	
	特殊取扱	552	-	524	-5.0%	516	-1.6%	518	0.4%	506	-2.4%	499	-1.3%	494	-0.9%	
② 値上げた場合 (価格弾性あり)	内国	14,423	-	13,654	-5.3%	12,747	-6.6%	12,433	-2.5%	11,862	-4.6%	11,521	-2.9%	11,245	-2.4%	▲274
	一種定形	6,219	-	5,875	-5.5%	5,460	-7.1%	5,332	-2.3%	5,173	-3.0%	5,113	-1.2%	5,050	-1.2%	▲166
	一種定形外	1,313	-	1,282	-2.4%	1,281	-0.1%	1,284	0.3%	1,276	-0.6%	1,272	-0.4%	1,268	-0.3%	0
	二種(年賀除く)	4,936	-	4,700	-4.8%	4,439	-5.5%	4,317	-2.7%	4,081	-5.5%	3,906	-4.3%	3,774	-3.4%	▲63
	年賀	1,171	-	1,068	-8.8%	884	-17.2%	767	-13.3%	665	-13.3%	577	-13.3%	500	-13.3%	▲30
	特殊取扱	552	-	524	-5.0%	508	-3.2%	502	-1.2%	490	-2.4%	483	-1.3%	479	-0.9%	▲16

※ 上記は、価格弾力性の影響を受けない三種・四種・選挙郵便物の通数を割愛しているため、「一種定形」～「特殊取扱」の通数の総計と「内国」の通数は、一致しない。

値上げした場合の物数への影響の考え方

- ・ 価格弾性値とは、商品の価格が変化した場合、需要がどの程度変化するかを示した数値のことであり、算出方法は、
価格弾性値 = 需要の変化率（引受物数の減少率） ÷ 価格の変化率（郵便料金の改定率）
- ・ この価格弾性値は、料金改定実施後1年間(2024年10月～2025年9月まで)適用。（料金を改定しない場合の減少率に価格弾性による減少率を加算）
- ・ 種別ごとの算出に当たっての考え方は、次のとおり。

種別	考え方
一種定形、 特殊取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年10月の消費税率の改定時の状況から推計。 → 料金改定（例：82円→84円（一種定形25g以下）、392円→404円（簡易書留（一種定形25g以下））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※1）。 → <u>一種定形</u>：価格弾性値（0.103）= 物数減の押下げ効果 ▲3.2% → <u>特殊取扱</u>：価格弾性値（0.132）= 物数減の押下げ効果 ▲3.9%
一種定形外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年10月の消費税率の改定時の状況から推計。 → 料金改定（例：205円→210円（規格内100g超150g以下））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたところ、過去の物増トレンドを上回る増加率となり、料金改定によって物数が増加するという結果となったことから、<u>価格弾性は見いだせない</u>。
二種（年賀を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年6月の料金改定時の状況から推計。 → 料金改定（52円→62円（通常葉書））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※2）。 → <u>二種（年賀を除く）</u>：価格弾性値（0.045）= 物数減の押下げ効果 ▲1.6%
年賀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年5月の料金改定時の状況から推計。 → 料金改定（52円→62円）後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※3）。 → <u>年賀</u>：価格弾性値（0.140）= 物数減の押下げ効果 ▲4.9%

（注）上記のほか、各種手数料(例:切手類の交換手数料)は、代替手段がないことから、2024年度の料金改定に伴う価格弾性値は0とする。

（※1）料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較することも考えられるが、①年度途中で料金改定を行っていること、②料金改定の翌年度にコロナ禍の影響を受けていることから、料金改定前後3年度分の物数の増減率を比較している。

（※2）料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較することも考えられるが、年度途中で料金改定を行っていることから、料金改定前後2年度分の物数の増減率を比較している。

（※3）料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較している。（年度途中で料金改定を行っているが、年賀の時期のみ単年度で比較することができ、この時期は、コロナ禍の影響を受けていない。）

- 今回の上限料金改定において、郵便法第3条及び第67条第2項第1号において定められている「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むもの」であるかを確認するに当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

適正な原価

- 営業費用の大半を占める人件費等について、郵便物数と従業員数の推移の比較や他業態との人件費単価の推移の比較、これまでの業務効率化の実績(人員の適正配置や区分作業の効率化等)、今後実施する業務効率化の取組(輸送DXの推進や再配達削減等)に加え、賃金引上げや適切な価格転嫁の見込み等をチェックすることで、郵便料金の見直し後の営業費用が「適正な原価」であることを確認。

適正な利潤

- 郵便料金の見直し後の営業収益は、原則、直近2年(2020年度→2022年度)のトレンド(平均増減率)をもとに算出した郵便物数見込みに、郵便料金の見直し後の平均単価を乗じる等により算出。なお、値上げした場合の物数への影響についても考慮。
- 25g以下の「定形郵便物」の料金の上限は、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっている。これも踏まえ、料金の値上げ幅は可能な限り抑えることとし、従来の考え方(改定後3年間の郵便事業の黒字維持)を見直し、経営状況に応じて短期間に再度見直すことも念頭に、最小限の値上げ幅とするとの考え方の下、総務省令で定める上限額の上げ幅も最小限としている。
- 改定後の上限額(110円)を前提とした郵便料金の見直し後の利潤(営業収益－営業費用)は、最小限の黒字であると言え、「適正な利潤」であることを確認。

(※)郵便料金の見直しは、上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する現時点の料金額を前提に算定。実際の郵便料金は、日本郵便による届出により確定する。

⇒ なお、透明性・適正性確保の観点から、郵便料金に関する算定要領について、次回の改定までに作成・公表する方向で検討を行う。

(参考) 諸外国の郵便料金の変遷(書状)

	米国		英国		ドイツ		フランス		日本	
基本サービスの名称	ファーストクラスメール		セカンドクラス		スタンダード		レトル・ヴェルト		定形郵便物	
	料金 (ドル)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ポンド)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ユーロ)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ユーロ)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (円)	料金上昇率 (値上回数)
1994年 (平成6年)	0.29	127.6% (17回)	0.19	294.7% (20回)	0.51	66.7% (7回)	0.57 (※)	103.5% (10回)	80	5.0% (2回)
2023年 (令和5年)	0.66		0.75		0.85		1.16		84 【110円】	
現行料金の 円換算	98円		140円		135円		184円		84円 【値上げ後：110円】	
(参考) 購買力平価	64円		107円		114円		161円		84円 【値上げ後：110円】	

※現行料金の円換算：為替レートは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が公表している2023年9月15日TTSLレート。

(ドル：149円、ポンド：187円、ユーロ：159円(小数点第一位を四捨五入して算出))

※購買力平価：日本と比較国との物価水準を等しくするように決定された為替レートによる算定金額。出所はOECD「Main Economic Indicators」の Purchasing Power Parities(2022年平均)。2023年6月に更新されたデータを使用。

※フランスのレトル・ヴェルトは、2011年に新設された商品のため、「1994年(平成6年)」の料金は、「2011年(平成23年)」の料金を記載。

※日本の料金値上げ(2回)については、消費税増税に伴う値上げのみ。

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（郵便に関する料金）

第三条 **郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。**

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、**郵便に関する料金**（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、**あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 **郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。**

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

三 **第一種郵便物**（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）**のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの**（次号において「定形郵便物」という。）**の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。**

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 **第六十七条第二項第三号**又は第七十条第三項第二号から第四号までの**総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。**
- 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 **法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。**